平成２２年（フ）第６０号
京都市山科区西野山中鳥井町132番地の128
債務者　立入　康弘
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８号
奈良県天理市平等坊町176番地１
債務者　根岸　千壽
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第８号
広島県呉市山手２丁目２番１―203号
債務者　西尾　順子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第３７３号
山口県下関市観音崎町６番10―501号　コープ野村観音崎、前住所岐阜県美濃加茂市加茂野町今泉899番地
債務者　宮城　和也
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１号
山口県下関市豊浦町大字宇賀8403番地１、前住所東京都港区六本木７丁目21番４号
債務者　山本　　愛
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２５５号
徳島県板野郡藍住町富吉字中新田87番地６
債務者　笹田　　清
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９号
岩手県北上市村崎野16地割373番地３　平和台すずらん荘８号
債務者　阿部　睦子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第２２号
長野市小島田町1886番地２
債務者　田口美智子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１０９号
徳島県板野郡藍住町東中富字敷地傍示41番地４
債務者　團　　仁美
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３６４号
徳島県鳴門市瀬戸町堂浦字地廻り参19番地１
債務者　北島　洋資
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５１７号
徳島県板野郡上板町神宅字堂床30番地25
債務者　松山　悦弥
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５２３号
徳島県小松島市中郷町字西野１番地の21　サンハイツ507号室
債務者　田村　芳史
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５３４号
徳島県板野郡藍住町勝瑞字西地１番地６
債務者　黒田　三枝
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５４０号
徳島県阿波市市場町市場字上野段739番地14
債務者　大松　公夫
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５４２号
徳島市北島田町３丁目151番地　市営住宅28―20
債務者　細谷　裕司
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５４３号
徳島市北島田町３丁目151番地　市営住宅28―20
債務者　細谷　陽子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５４４号
徳島県板野郡藍住町住吉字乾58　ハイツ山本２号棟203号、住民票上の住所徳島県板野郡藍住町住吉字乾114番地17
債務者　吉田　勝彦
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
徳島地方裁判所民事部